

託送供給約款の審査の進め方(案)

	事業者	託送供給約款の 審査の進め方
①大手(3社)	東京ガス、大阪ガス、東邦ガス	料金審査専門会合(公開)において審査する
②準大手(7社) ※各都市に係る供給戸数が15万戸以上(大手除く)	北海道ガス、仙台市ガス局、京葉ガス、北陸ガス、静岡ガス、広島ガス、西部ガス	本委員会事務局又は各経済産業局監視室が、料金審査専門会合の委員から個別に意見を聞きつつ、審査する(当該委員からの指摘事項は後日公表する)
③その他(117社)	多数	本委員会事務局又は各経済産業局監視室が審査する

※②及び③についても、料金審査専門会合における①に係る議論を反映しつつ審査することとし、本委員会又は料金審査専門会合はその審査状況について適宜報告を受け、審査が適切に行われているか確認することとする

※①～③の審査にあたっては、経済産業省及び各経済産業局が実施する意見募集(パブリックコメント)で寄せられた意見も踏まえて審査を行うこととする